

入札説明書

借入物品名

愛媛県土木部公用車（軽貨物）

- 入札説明書本文
- 添付図書
 - ・ 別紙 見積仕様書
 - ・ 別添1 契約書（案）
 - ・ 別添2 入札参加資格確認申請書作成要領
 - ・ 様式1 入札参加資格確認申請書
 - ・ 様式2 仕様確認書
 - ・ 様式3 納入実績表
 - ・ 様式4 リース車両の保守体制
 - ・ 様式5 入札書
 - ・ 様式6 委任状

愛媛県

入 札 説 明 書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加資格者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
愛媛県土木部公用車（軽貨物）賃貸借契約
- (2) 借入物品名及び数量
別紙見積仕様書のとおり
- (3) 借入物品の内容等
別紙見積仕様書のとおり
- (4) 借入期間
別紙見積仕様書のとおり
- (5) 納入場所
別紙見積仕様書のとおり
- (6) 入札方法

入札は1月当たりの借入代金を記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5～7年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 愛媛県内において、自動車のリース実績がある者であること。
- (5) 愛媛県内に契約可能な事業所を置く者であること。

3 入札参加資格の確認

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（様式1。以下「申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。
- (2) 申請書の作成
 - ア 別添2「入札参加資格確認申請書作成要領」に準拠して作成すること。
 - イ 様式2「仕様確認書」にて、見積仕様書に示す性能条件を満たしていることを示すこと。
 - ウ 様式3「納入実績表」に、愛媛県内でのリース実績を示すこと。
 - エ 様式4「リース車両の保守体制」により迅速かつ適切な保守サービスの体制が取れることを示すこと。なお、以下の要件を満たすこと。
 - ① 各車両に係る保守窓口は1箇所に統一できること。
 - ② 使用の本拠付近にメンテナンス拠点があること。
 - オ 上記アからエの条件を満たさない場合は、入札参加を認めない。
- (3) 申請書の提出
 - ア 提出期限
令和7年6月23日（月）17時15分まで

イ 受付場所
愛媛県土木部土木管理局土木管理課政策マネジメントグループ
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 089-912-2642（政策マネジメントグループ直通）

ウ 提出方法
上記イの場所まで持参すること。

- (4) 入札参加資格の確認の結果は、申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に対して、令和7年6月26日（木）までに、書面により通知する。
- (5) その他
 - ア 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - イ 提出された申請書は返却しない。
 - ウ 申請書について説明を求められた場合は、それに応じること。

4 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、知事に対して説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を、令和7年7月1日（火）までに3（3）イに掲げる場所に直接提出すること。
- (3) (2)の書面を提出した者に対する回答は、令和7年7月7日（月）までに、書面により行う。

5 入札関係書類の配布

- (1) 配布方法
5（2）の場所で手渡しにより交付又は愛媛県ホームページよりダウンロードする。
- (2) 配布場所
愛媛県土木部土木管理局土木管理課政策マネジメントグループ
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 089-912-2642（政策マネジメントグループ直通）
- (3) 配布期間
令和7年6月13日（金）から6月23日（月）まで

6 入札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、愛媛県会計規則、入札説明書、見積仕様書、契約書（案）等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該借入物品仕様書等について疑義がある場合は、3（3）イに掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、借入物品仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、様式5による入札書を入札日当日、直接提出しなければならない。なお、郵便、加入電話、電報、ファクシミリ、テレックス、テレコピーその他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。
 - ア 調達する物品の品目名等
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。）及び押印（署名を含む。押印に際して、シャチハタ印やスタンプ印等、材質に耐久性がない印鑑の使用や保存性のないインク等の使用は認めない。以下同じ。）なお、場合によっては押印を省略できるので様式に従うこと。
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。なお、代理人が入札する場合は、入札参加者本人の押印はしないこと。また、場合によっては代理人の押印を省略できるので様式に従うこと。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭でかつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (6) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (7) 入札書は、封入のうえ提出すること。

- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。また、押印を省略する場合に訂正が必要となった際は、訂正ではなく再作成すること。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (11) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたとき、又は天災その他必要と認められるときは、当該入札を延期又は廃止することがある。この場合において、入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。
- (12) 入札参加者又はその代理人の入札金額は、当該契約履行に要する一切の諸経費を含めた月額借入金額を見積もるものとする。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (13) 入札参加者又はその代理人は、借入物品仕様書等に記載の調達に関する諸条件を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (14) 入札書の提出先及び提出日時
 - ア 提出先
7(1)に掲げる場所
 - イ 提出日時
令和7年7月2日(水) 午前10時00分
県庁第一別館4階土木部会議室

7 開札

- (1) 開札の日時及び場所
令和7年7月2日(水) 午前10時00分
県庁第一別館4階土木部会議室
- (2) 開札は、即時開札とする。
- (3) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。なお、入札会場には、入札参加者又はその代理人及び入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）を除き、上記以外の者は入室できない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後は入札会場に入場できない。また、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することができない。
- (5) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者。
 - イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について2人以上の者の代理人となることはできない。また、他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (7) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは3回を限度として入札をする。3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積に移行するものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札をする。

8 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申し立てができないものとする。

- (1) 入札参加者又はその代理人の提出した2以上の入札書。
- (2) 入札参加者に必要な資格のない者又は代理権限がない者の提出した入札書。
- (3) 件名又は入札金額のない入札書。

- (4) 入札金額の記載が不明瞭な入札書。
- (5) 入札金額を訂正した入札書。
- (6) 本人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書。代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書。(入札に参加する者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。) 入札書の押印を省略する場合は、入札会場で本人確認ができないこと。
- (7) 誤字、脱字等による意思表示が不明瞭である入札書や代理入札において、入札書に代理人の印と代表者印の両方が押されているなど、意思表示者が不明瞭である入札書。
- (8) 調達物品等の名称に重大な誤りがある入札書。
- (9) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書。
- (10) 入札保証金を必要とする者で、その額が所定の額に達しない入札書。
- (11) 再度の入札において、当初の最低入札金額を上回る額の入札書。
- (12) 入札書の受領期限までに到達しなかった入札書。
- (13) その他愛媛県会計規則又は入札に関する条件に違反した入札書。

9 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、同価格の入札をした者のうち出席しない者又はくじを引かない者がいるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 入札価格に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。また、入札価格は、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
- (4) 開札の結果、次のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とし、ない場合がある。また入札参加者及びその代理人は、入札執行者の行う調査に協力しなければならない。
 - ア 契約の相手方となるべき者の申込みによる価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされない恐れがあると認められるとき。
 - イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不相当と認められるとき。なお、最低の価格で入札をした者を落札者とし、ない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者としてある。
- (5) 落札者を決定したときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、速やかに公表する。
- (6) 入札参加者及びその代理人は、入札後、愛媛県会計規則、借入物品仕様書、契約条項等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、再度の入札において、当初辞退した入札参加者及びその代理人は、以降の入札には参加できない。
- (8) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結(以下「電子契約」という。)が可能である。
- (9) 落札した場合に電子契約を希望する場合は、入札要求事項提出期限までに電子メール(dobokukanri@pref.ehime.lg.jp)にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。
- (10) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、指定の期日までに契約の取り交わしをするものとする。ただし、契約の相手方から書面により契約締結期限の延期の申し出があつたときは、契約の履行に支障のない範囲でこれを延期することがある。
- (11) 賃貸借契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (12) 契約者が契約申込書に記名して押印(電子契約の場合は、電子署名)しなければ、本契約は確定しないものとする。

1 0 契約条項

別添1「契約書（案）」のとおり

1 1 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）

イ 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属する。

ウ 入札保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

(2) 契約保証金

ア 契約保証金は契約金額の 10 分の 1 以上の額とする。ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）

イ アに定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

1 2 その他の事項

(1) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件調達に関して要した費用については、全て当該者が負担するものとする。

(2) 本件調達に関しての照会先は、3（3）イに掲げるとおり。

(3) 本入札説明書について質問がある場合は、質問事項を記載した書面を提出すること。

ア 提出期間

令和7年6月13日（金）から6月23日（月）までの執務時間中

イ 提出場所

3（3）イに掲げる場所

ウ 提出方法

3（3）イに掲げる場所まで持参すること。